平成２６年（フ）第３６７号
名古屋市北区安井４丁目７番14号
債務者　林　　繁
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３号
神奈川県横須賀市坂本町３丁目15番地26
債務者　島田　健次
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第３３３号
愛知県春日井市弥生町２丁目37番地３　メゾンドール17　202号
債務者　佐伯　謙次
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４３号
広島県福山市東手城町３丁目２番23号　ル・アーブルＢ202
債務者　平良　克吉
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１７９号
神奈川県三浦郡葉山町堀内1173番地の１
ファミール葉山シーガレリア202号
債務者　芳賀　睦子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１８０号
神奈川県三浦郡葉山町堀内1173番地の１
ファミール葉山シーガレリア202号
債務者　芳賀　一男
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第３５号
青森県八戸市江陽５丁目９番27号　パークハウス江陽105、前住所青森県八戸市長者１丁目２番26号　セジュール長者Ａ202号室
債務者　瀧屋　杏里
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第３４８号
名古屋市中村区中村町４丁目51番地の１　清正ビル501号、従前の住所名古屋市中村区中村町８丁目32番地
債務者　近藤　喬重
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７７号
名古屋市緑区南陵201番地　桶狭間荘５棟104号
債務者　小柳　浩行
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６７号
札幌市西区山の手５条２丁目３番５―110号
債務者　平間　弘子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６８号
東京都葛飾区柴又６丁目21番９―101号、住民票上の住所札幌市西区山の手５条２丁目３番５―110号
債務者　平間　　誠
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７３号
札幌市西区西野３条５丁目７番２―405号
債務者　石井　正則
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９７号
札幌市豊平区月寒東２条20丁目９番13号　レスポアール20―101号
債務者　高尾　幸男
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９８号
札幌市豊平区月寒東２条20丁目９番13号　レスポアール20―101号
債務者　高尾　幸子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１９号
札幌市手稲区前田７条12丁目３番６―303号
債務者　林　　達志
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２５号
札幌市豊平区中の島１条９丁目７番16号　グランドアベニューＢ―102号
債務者　成田　得平（旧姓秋邊）
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部